

事務連絡  
令和3年1月21日

一般社団法人 全国靈柩自動車協会  
会長 小西 幸治 殿

国土交通省  
自動車局貨物課長

S A・P A内のレストラン等飲食店の営業時間短縮を受けた対応について（依頼）

今月発出された緊急事態宣言を受け、高速道路上に設置されるサービスエリア（S A）・パーキングエリア（P A）内のレストランやフードコート等の飲食店においては、関係する都府県からの営業時間短縮の要請を踏まえ、午後8時までの営業としているところです。

一方で、物流を支えるトラック運転者等の高速道路利用者に対して飲食物を購入できる場所を確保することは重要であることから、S A・P A内におけるコンビニエンスストアやテイクアウトサービス等については、可能な限り営業を継続しているところです。

この度、当省及び各高速道路会社において、別添「『緊急事態宣言等に伴うSA・P A飲食関連施設の営業状況』の周知」のとおり、営業情報をとりまとめましたので、貴協会におかれましては、傘下会員に対し、周知していただきますよう、よろしくお願ひいたします。

